



児童館・児童センター	西枇杷島児童センター	052-504-2656
	小田井児童館(にしび創造センター内)	052-504-6392
	清洲児童館	052-409-6102
	清洲児童センター・ウイング	052-401-2727
	新川児童センター	052-409-5751
	星の宮児童センター	052-400-5932
	桃栄児童館	052-401-1234
	春日児童館	052-409-8358

12月に開催を予定していましたが「児童館」、「児童センター」及び「子育て支援センター」の行事と、保育園の「園庭開放」・「きらきらひろば」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、皆さまの健康と安全を考慮し、中止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。 ■問合せ 子育て支援課(北館2階)

令和3年度 放課後児童クラブ募集のお知らせ



放課後児童クラブは、保護者の方が仕事などの都合により、昼間留守となる家庭の児童を対象としています。申請書の配布及び受付は、各児童館・児童センターで行います。

登録期間	令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)
配布期間	令和3年1月4日(月)～16日(土)(日曜日・祝日を除く)
受付期間	令和3年1月30日(土)～2月6日(土)(日曜日・祝日を除く)
配布・受付時間	午前9時～午後5時

■問合せ 各児童館・児童センター

令和3年度 保育園等入所申込(2次募集)のお知らせ

内容	とき	ところ
入所申込書の配布	12月16日(水)～28日(月) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。	市役所北館2階 子育て支援課
入所申込の受付	令和3年1月18日(月) 午前9時～午後4時	市役所南館3階 大会議室

※2次募集を実施する園、募集年齢などの詳細は、後日、市ホームページでお知らせします。

■問合せ 子育て支援課(北館2階)

「ひとり親世帯臨時特別給付金」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う「ひとり親世帯」については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうしたひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

受付は、**令和3年1月29日(金)**で締切りとなります。

基本給付	対象者	①児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方(養育者の方も対象) ②公的年金等を受給しており、児童扶養手当が支給されていない方(養育者の方も対象) ③新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方		
	給付額	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円		
	申請について	①の方は、市から直接お知らせしますので申請不要です。市から連絡がない方は、お問い合わせください。 ②③の方は、申請が必要です。		
追加給付	対象者	基本給付の上記①又は②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方		
	給付額	1世帯5万円	申請について	申請が必要です。

詳細は、市ホームページ又は子育て支援課までお問い合わせください。

■問合せ 子育て支援課(北館2階)

西枇杷島子育て支援センター(芳野保育園内)	052-502-7013
清洲子育て支援センター(本町保育園内)	052-401-2460
新川子育て支援センター(須ヶ口保育園内)	052-400-2200
春日子育て支援センター(中之切保育園内)	052-408-0771

※西枇杷島子育て支援センターには、駐車場がありませんので、公共交通機関又は徒歩等でのご利用をお願いします。

「地域で子育て支援」ファミリー・サポート・センター

仕事や通院、用事などで、「ほんの少しの間、子どもを見てもらえないかしら。」など、困った時は、ファミリー・サポート・センターにご相談ください。

小学校6年生までのお子さまをお持ちの保護者が対象です。

利用には、会員登録が必要となりますので、まずはセンターにお問い合わせください。

■問合せ 清須ファミリー・サポート・センター[子育て支援課(北館2階)内]
☎052-409-0755(受付時間:平日の午前8時30分~午後5時)



就学援助費の新入学学用品費を入学前に支給します

令和3年4月に市立小学校・中学校に入学予定のお子さんがあるご家庭で、就学のために経済的な援助を必要とする保護者に対し、新入学学用品を購入する際の費用の一部を入学前に支給します。

対象者	令和3年度に市立小学校・中学校に入学予定のお子さんをお持ちの保護者で、次のいずれかの要件に該当する世帯 ○市民税が非課税又は減免されている世帯 ○児童扶養手当を受給している世帯 ○その他経済的に困窮していると教育委員会が認めた世帯
申請方法	就学援助申請に必要な書類を学校教育課へ提出してください。 ※添付書類の不備がないかを確認の上、郵送可。 申請書類は、学校教育課でお受け取りください。 ※市ホームページからもダウンロードできます。
申請期間	12月14日(月)~令和3年1月12日(火)
支給時期	令和3年2月を予定しています。

■問合せ 学校教育課(南館1階)

市母子家庭等自立支援給付金のお知らせ

児童扶養手当の支給を受けている母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格取得のため講座を受講する場合や、学校等で1年以上修業する場合に給付金を支給しています。

どちらの給付も1人1回限りで、受講(修業)開始前に子育て支援課への事前相談が必要です。

自立支援教育訓練給付金

対象講座	雇用保険制度の一般・特定一般・専門実践教育訓練給付の対象講座で、適職に就くために必要と認められるもの。(医療事務、調剤薬局事務、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等) ※インターネットの「教育訓練講座検索システム」で確認することができます。 (https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)
支給額	受講料の6割相当額(上限:20万円×修業年数 下限:1万2,000円) 雇用保険制度の教育訓練給付金受給者は、差額を支給します。

高等職業訓練促進給付金

対象資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、 歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等
対象講座	訓練促進給付金(毎月) ※資格により支給期間の定めあり(上限:4年) ○市町村民税非課税世帯 月額10万円(最後の12カ月は14万円) ○市町村民税課税世帯 月額7万500円(最後の12カ月は11万500円) 修了支援給付金(卒業後) ○市町村民税非課税世帯 5万円 ○市町村民税課税世帯 2万5,000円

■問合せ 子育て支援課(北館2階)

